

山口県報

平成29年
10月10日
(火曜日)



山口県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十一号

山口県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十二条の二の規定に基づき、山口県議会議員の選挙における選挙公報の発行について必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第二条 山口県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、山口県議会議員の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに一回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならない。

(掲載の申請)

第三条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、当該選挙の期日の告示があった日に、県委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、

目 次

○条例
山口県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例……………

又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。
(掲載の方法)

第四条 県委員会は、前条第一項の規定による申請があったときは、同項の掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、県委員会がくじで定める。

3 前条第一項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(配布)

第五条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。

2 市町の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ県委員会に届け出て、当該選挙の期日の前日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことをもって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、当該市町の選挙管理委員会は、市役所、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(発行の中止)

第六条 公職選挙法第百条第四項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手續は、中止する。

(申請等の時間)

第七条 この条例又はこの条例に基づく県委員会の定めによって候補者が県委員会に対してする申請その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、県委員会が定める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。